

専決処分の承認を求めることについて

次の千葉県県税条例の一部を改正する条例について急施を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和二年四月三十日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年三月三十一日専決

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして法第七十二条の二第一項第三号の総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして法第七十二条の二第一項第三号の総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号口に掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十五条中「事業の」を「事業税の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十六条第三項中「及び」を「又は」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。以下この項において同じ。）と小売電気事業等又は発電事業等とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、電気供給業に関する経理を、小売電気事業等又は発電事業等に関する経理と区分して行わなければならない。

第三十七条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十四条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十四条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

附則第六条中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。